9/1 全員協議会を開催

枚方市駅周辺再整備の取組について

6 議員が質問

議会は、9月1日に、「枚方市駅周辺再整備の取組について」を案件とした全員協議会を開催しました。枚方市駅周辺再整備に係る全員協議会は、今回で15回目となります。

7年度には、③街区の市街地再開発事業の全ての工事が完了しました。その一方で、市駅南側では、4年9月定例月議会での新庁舎位置を⑤街区とする条例改正案の否決を受け、市は、まちづくりの具体化に向けた検討を重ねています。8年度は、議会の意見等を踏まえた複数の庁舎配置による土地利用案の比較検討を進めており、その進捗状況が示されました（左欄参照）。また、再整備に関する市民アンケートや事業者ヒアリングの結果及び庁内のワーキングチーム等で取り組んできた新庁舎機能の検討状況などが示されました。

Q&A 全員協議会 質問と答弁

庁舎配置案 各評価項目の優先度の見極めを

質問 市として最適な庁舎配置案を決定する際は、事業費やスケジュール等の実現性を重視すべきと考えるが、見解を聞く。

答弁 実現性は重要な判断要素と認識しており、防災性や利便性、まちづくりへの効果等と併せて検討し、最適な案を示す。

要望等 利便性は他の方法で補えても、防災性を補うことは難しい。各評価項目について、優先度の見極めを求める。

庁舎分棟案 庁舎機能や市民利便性 十分確保できるか疑問

質問 庁舎を分割する場合、渡り廊下等で行き来できる想定なのか。

答弁 1階に下り、屋外を経由する想定である。

要望等 分棟案の1フロア当たりの面積は、現庁舎と同程度か小さくなるという。市民が利用する窓口に十分な庁舎機能や市民利便性が確保できるか疑問である。新庁舎の早期整備という視点に重きを置き、今後示される比較検討結果を注視する。

市役所新庁舎の位置 市長選挙で信を問うべき

質問 市長は新庁舎を⑤街区とする条例案について、自分の意見が通らないからと出しては引いてを繰り返し、トルコアイスの販売演出のようなやり取りをしているが、そのしわ寄せを受けている担当職員への思いを聞く。

答弁 職員が積み重ねてきた検討や努力をしっかり受け止め、早期に方向性を示せるよう取り組む。

要望等 次の市長選挙で信を問うべきと意見する。

全員協議会 事業費を示せない時期になぜ開催が必要なのか

質問 肝腎な事業費や事業スケジュールを示せない時期に、なぜ全員協議会の開催が必要なのか。また、今後の進め方を聞く。

答弁 庁舎配置に伴う土地利用案の比較の検討状況などを取りまとめたことから、現段階で議会の意見を聴取するため、開催を依頼した。事業費等については精査を進めており、新庁舎整備を含む④・⑤街区のまちづくり案を早期に示していく。

現議員任期中に庁舎位置確定させる市長の決意は

質問 市民意見聴取会でも、災害対策拠点として早期の新庁舎整備を望む意見が多くあったが、市長は、現議員の任期中に庁舎位置問題の決着をつける決意があるのか。

答弁 市民の命を守る災害対策拠点機能を備えた新庁舎整備を早期に進めることが私の責務と考えている。そのために、議会で議論を尽くし、その上で庁舎位置を確定させ、再整備を進めていく。

4つの庁舎配置案 ⑤街区優位の根拠を問う 公平公正な比較検討を

質問 4つの庁舎配置案で、⑤街区庁舎案を優位と整理した根拠を問う。

答弁 各項目のメリット、デメリットを比較したもので、現時点で⑤街区庁舎案が総合的に優れているとの市の見解を示したものではない。

要望等 ④街区の防災機能や公共空間、財政負担の平準化などの可能性も踏まえ、結論ありきでなく、公平公正で透明性のある比較検討を求める。

市長から10月16日、⑤街区庁舎案を断念し、改めて検討する旨の表明がありました（詳細は1面参照）。

理事者による説明の概要

（参考）枚方市駅周辺再整備における街区図

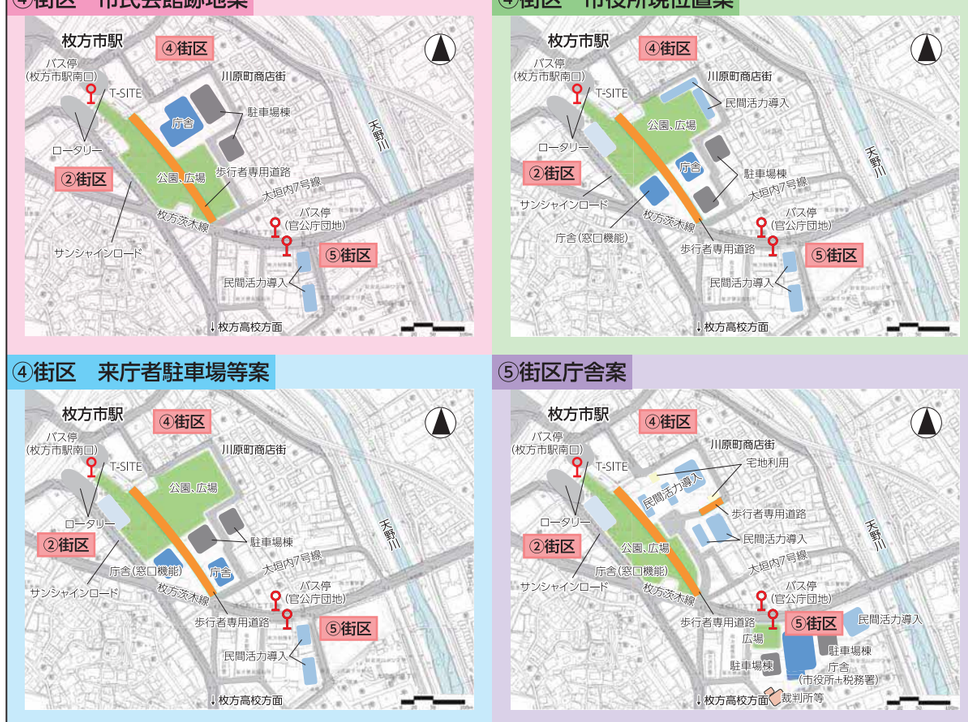


会議資料はこちら

※左の４つの図は比較検討のためのイメージであり、公共施設（庁舎やロータリー）の形状や規模等は確定したものではありません。また、その他の民間施設等についても未確定であり、詳細については事業化の段階で、地権者や関係権利者の意見を伺いながら決定していきます。

［ 下表はメリット：青字、デメリット：赤字で表記 ］

庁舎配置に伴う各土地利用の比較検討（案）



評価項目			評価内容	④街区庁舎案 市民会館跡地案	④街区庁舎案 市役所現位置案	④街区庁舎案 来庁者駐車場等案	⑤街区庁舎案
利便性	徒歩でのアクセス	鉄道駅（枚方市駅）	徒歩（鉄道駅、バス停）等の各交通アクセスの観点から利便性、安全性を評価	徒歩３分（約 190m）（歩行者専用のみ）	徒歩３分（約 230m）（歩行者専用のみ）	徒歩４分（約 290m）（歩行者専用のみ）	徒歩６分（約 470m）（府道横断あり）
		バス停		枚方市駅南口徒歩２分（約 140m）官公庁団地徒歩４分（約 260m）	枚方市駅南口徒歩３分（約 180m）官公庁団地徒歩３分（約 220m）	枚方市駅南口徒歩３分（約 240m）官公庁団地徒歩２分（約 160m）	枚方市駅南口徒歩６分（約 460m）官公庁団地徒歩１分（約 40m）
	庁舎棟数		庁舎の配置（集約または分棟）に応じて、新庁舎の利便性を評価	庁舎機能を１棟に集約	庁舎機能を２棟で分担（高層棟の建築には容積率の緩和が必要）	庁舎機能を２棟で分担（高層棟の建築には容積率の緩和が必要）	庁舎機能を１棟に集約
	「利便性」まとめ		・交通アクセスのうち、徒歩アクセスでは市民会館跡地案、市役所現位置案、来庁者駐車場等案が優位 ・工事中の市民サービスでは、一度で移転が可能な市民会館跡地案、⑤街区庁舎案が優位				
防災性			・災害時拠点機能では、広域緊急交通路（＊１）へのアクセスがしやすい⑤街区庁舎案が優位				
まちづくり			・公園、広場のうち、大空間の確保と利用の柔軟性では、大規模で活用しやすい形状である市民会館跡地案、市役所現位置案、来庁者駐車場等案が優位 ・都市機能では、民間活力導入エリアを広く確保することで空間全体でのにぎわい創出効果が期待できる⑤街区庁舎案が優位 ・回遊性のうち、川原町への波及効果では、公園、広場が川原町側へ接する市役所現位置案、来庁者駐車場等案が優位 ・回遊性のうち、周辺地域への波及効果では、庁舎を目的地として人の流れの創出が期待できる⑤街区庁舎案が優位				
整備性			・いずれの案も④街区施工時の工事車両動線の確保には留意が必要だが、工事車両動線と来庁者車両動線との交錯が生じない点で⑤街区庁舎案が優位				
位置条例（特別多数議決の必要性）			位置条例（特別多数議決）変更の必要性の有無	必要（岡東町内）	不要（現本館）	不要（現本館）	必要（現分館・第２分館）

9/4 賛成多数

高田一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定を可決

今回の条例は、東部大阪都市計画高田一丁目地区地区計画を定めることから制定するものです。区域内において建築物の制限に関する事項を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的としています。

なお、都市計画法の規定による告示日から施行。

Q&A 本会議 質問と答弁

建築物の高さ制限 府の方針に照らし 計画内容の修正を

質問 本地区計画では、建築物の高さを制限していないが、目標とする周辺環境や景観との調和をどのように担保するのか。

答弁 建築基準法の高さ規定を適用することで目標は担保できると考える。

要望等 同法上の制限だけでは、目標は担保できないと考える。府の方針に照らし、環境を市街化調整区域（＊2）の特性に配慮するなどの内容に修正すべきと意見する。

4面用語の解説

＊1 広域緊急交通路…災害発生時に救助、救急、消火、医療、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路として府が選定しているもの。

＊2 市街化調整区域…都市計画法により定められた都市計画の一つで、市街化を抑制すべき区域のこと。この区域内では、開発行為や建築行為などが許可制度によって制限される。反対に、市街化を促進する区域を、市街化区域という。

9/4 満場一致

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を可決

今回の改正は、こども性暴力防止法の施行に伴う施設等の基準を定める国の省令等の改正を踏まえ、児童等を対象とした性暴力等の防止に関する規定を追加するため、6つの関係条例の一部改正を行うものです。

なお、施行日は8年12月25日です。

Q&A 本会議 質問と答弁

こども性暴力防止法施行 被害の未然防止と早期発見の体制構築を

質問 こども性暴力防止法施行により、どのような取組が必要となるのか。

答弁 保育所や認定こども園、放課後デイサービス等で、従事者の性犯罪前科の確認など安全確保措置が義務づけられる。

要望等 研修の実施や相談・報告体制の整備など、被害の未然防止や早期発見につながる仕組みを整え、子どもの安全と権利を守る取組を着実に進めるよう求める。

編集後記

今号では、9月定例月議会の内容を中心にお届けしました。2・3面の一般質問は、議員の質問への思いを市議会キャラクター「いろりあ」がインタビューする動画も併せて御覧ください（二次元コードは2・3面掲載）。

また、クオカードが当たるクイズコーナー「ぎかい探Q」は連想クイズです。ぜひ挑戦の上、御意見、御感想を議会局までお寄せください。

議会広報委員会
委員長…大地　正広
副委員長…妹尾　正信
委員…松本　佑介、三和　智之、大津真沙樹、大濱　暢祐、峠　賢一

クオカードが当たる!?クイズコーナー

やってみよう 解いてみよう ぎかい探Q

下記の「ヒント」を参考にマスを埋め、A～Dを並び替えて出てくる言葉は何でしょう？紙面にも答えがあります。
※１マスにつきカナ１文字が入ります。

Q1 この食べ物は何でしょう？
【ヒント】名前に「秋」と細長い刃物を表す漢字が入る、秋が旬の魚。 A

Q2 これは何でしょう？
【ヒント】定例月議会とは別に、休会中に必要があれば開かれる本会議のこと。 緊急 B

Q3 これは何でしょう？
【ヒント】議員が市政に対して市の見解を求め、疑問をただすもの。 一般 C
2、3面を見てね

Q4 ここはどこでしょう？
【ヒント】野菜の名前が入っている枚方市の地名。 D づくり作

答え

応募方法

市議会ホームページに掲載の応募フォーム（右コード）または、はがき、電子メール、ファクスに、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、クイズの答え、議会報の感想を書いて議会局（〒573-8666住所不要）へ。11月25日必着。１人１通。
抽せんで10人にクオカード（500円分）をプレゼント！当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

問 議会局
☎072(841)1528／FAX 072(841)0240
✉ gikai@city.hirakata.osaka.jp

「ぎかい探Q28」の答えは２面にあるよ

議会は、9月18日の本会議で、4件の意見書を原案のとおり可決しました。

可決した意見書（要旨）

意見書とは…市の公益（市民の日常生活に関わる公共の利益等）に関する事項について、議会の意思として議決し、国会または関係行政機関に提出するものです。

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

政府は、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質に関するリスク管理を高めるため、左記の措置を速やかに講じるよう強く求めます。

記

1．全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2．標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備を進め、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識、対応力の向上を図ること。

3．学校や公共施設等における室内空気環境の化学物質汚染対策を推進すること。また、香害による体調不良への配慮に関し、さらなる周知、普及、啓発をすること。

4．改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務やオンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者及び教育機関等を指導するとともに、ガイドライン作成を推進すること。

5．患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化し、国民への正しい知識の普及を図ること。

6．発症・解毒メカニズムの解明や客観的な指標であるバイオマーカー、治療・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

〈提出先〉内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣

防災庁発足を見据えた自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

政府は、防災庁の発足を機に、左記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1．災害発生初期から、清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境の維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等を速やかに確保、広域調達できる体制を構築すること。

2．猛暑期や厳寒期の避難生活での熱中症、感染症等を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊・在宅避難者へ早期かつ広域に派遣、巡回させる体制を整備すること。また、人員不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）や、国、自治体、民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣、配置する仕組みを強化すること。

3．救急・復旧活動及び住民の避難、生活維持に不可欠なガソリン、軽油等の燃油を優先的かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

4．余震や地震後の降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落等の二次災害を防ぐため、地殻変動、斜面変位等の監視体制及び情報提供・避難体制を強化すること。

〈提出先〉内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、防災庁設置準備担当大臣

災害対応力の強化を求める意見書

政府は、災害対応力の強化のため、左記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1．重要な上・下水道管路等について、点検調査を早急かつ計画的に実施できるよう、補助要件の緩和や補助率の引上げなど、自治体への十分な財政措置を講じること。また、老朽化・耐震化対策を継続的かつ確実に推進できるよう、恒常的かつ安定的な財源を確保すること。

2．自治体庁舎が災害対策本部としての機能を発揮し、災害発生後も行政機能を維持できるよう、耐震安全性の基準を整備すること。また、既に一定の耐震化を終えている自治体も含め、同基準を満たすための耐震診断、補強設計、耐震改修、庁舎の更新、建て替え等を進められるよう、財政支援制度を創設、拡充すること。

3．避難所における良好な生活環境を確保するため、必要となるTKB（トイレ、キッチン、ベッド）に関する物資、設備を自治体が平時から十分に確保できるよう、財政支援を拡充するとともに、備蓄、保管を促進する制度を充実させること。

〈提出先〉内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

衆議院の比例代表選出議員の定数削減を強行しないよう求める意見書

衆議院では、議長の下に設置された衆議院選挙制度に関する協議会（以下「協議会」という。）において、令和7年国勢調査確定値の公表が予定される9月をめどに選挙制度改革の結論を得るべく、各党、各会派で議論されています。自由民主党と日本維新の会は、1年以内に協議会で結論が出なければ、比例代表選出議員の定数を45削減するとする衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案（以下「法律案」という。）を先の特別国会に一方的に提出しました。本年、秋の臨時国会においては、衆議院議員の定数削減の取扱いが焦点の一つになると見込まれています。

本来、政治に対する国民の信頼を回復させるため、企業・団体献金の見直しが求められているところ、改革のセンターピンを衆議院議員定数削減にすり替えることは許されません。

選挙制度とは、国民が主権者として政治に参加するための、議会制民主主義の基盤となるルールそのものです。そのルール変更に当たって十分な議論を尽くすことなく、与党だけで単なる数合わせで定数削減ありきの結論を先取りしようとすることは、議会制民主主義の否定にほかなりません。議員定数は選挙制度と不可分一体のものであり、1票の格差是正や衆・参議院の役割分担を含む抜本的な選挙制度改革を差し置いて、定数削減のみを先行させる手法は議論の筋道をたがえるものです。

衆議院の小選挙区比例代表並立制は、民意の集約と多様な民意の反映のため、小選挙区と比例代表の定数について、おおむね3対2の割合となっています。比例代表定数の大幅な削減は、死票を増大させ、多様な民意を切り捨てることにつながるとともに、巨大与党が有利になるだけでなく、政治から新陳代謝を失わせることになりかねません。

よって、国会及び政府は、法律案の成立を強行するのではなく、協議会において、各党、各会派との合意形成を図りながら、あるべき選挙制度改革と議員定数の在り方について、一体的かつ丁寧に議論を尽くすよう強く求めます。

〈提出先〉衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

